

「税法」

TAX LAW/ STEUERRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT TOKYO

徴収納付制度(源泉徴収 制度・特別徴収制度) / 年末調整

第2回中間課題(1)

- ①租税法律主義とはいかなる原則であるか、また、租税法律主義の内容はいかなるものであるのかを説明しなさい。
 - ②租税法律不遡及の法理について、学説や判例はどのように理解しているかについて論じなさい。
- ①、②ともに必答で、合わせて3000字以上(上限なし)。

第2回中間課題(2)

- PCを使う場合にはA4の用紙で、手書きの場合は原稿用紙を用いること(鉛筆は不可)。
提出方法は、次のいずれかとする。
- (1)講義の際に提出する。
 - (2)DB PORTALのレポート提出機能を利用する(7月9日の10時30分まで)。
 - (3)2号館9階のメールボックスに入れる(7月9日の10時30分まで)。

徴収納付制度

- 徴収納付＝納税義務者以外の第三者に租税を徴収させ、国または地方団体に納付させる方法

国税→源泉徴収制度(所得税法第181条以下)

地方税→特別徴収制度(地方税法第1条第1項第9号・第10号など)

徴収納付義務者の立場(1)

- 徴収納付義務者＝源泉徴収義務者(国税)、特別徴収義務者(地方税)
- 国税通則法第2条第5号:納税義務者と源泉徴収義務者を併せて納税者と定義する。
- 徴収納付義務者:納税義務者から税を徴収する義務を負い、かつ、徴収した税を国または地方団体に納付する義務を負う(しかも無償である)。

徴収納付義務者の立場(2)

- 「一人二役」のような立場(性格)
 - 国または地方団体に代わって、納税義務者から税を徴収する(⇨徴収者としての立場)。
 - 納税義務者に代わって、国または地方団体へ税を納付する(⇨納税義務者としての立場。国税通則法第15条第1項も参照)。

源泉徴収制度と税額の確定

- ・申告納税制度(多くの国税における原則):納税義務は暦年終了時に確定する(国税通則法第15条第2項第1号)が、具体的な納税額は(原則として)納税義務者の申告によって確定する(同第16条第1項第1号)。
- ・源泉徴収制度:納税義務の成立と同時に、具体的な納税額が確定する(同第15条第3項第2号)。

源泉徴収制度と憲法

- ・納税義務者以外の者に徴収納付義務を課すことは、憲法第14条に違反しない〔最大判昭和37年2月28日刑集16巻2号212頁(株式会社月ヶ瀬事件)〕、最三小判平成元年2月7日訟務月報35巻6号1029頁(総評サラリーマン事件)など〕。
- ・源泉徴収義務者に補償を与えずに源泉徴収義務を課すことは、憲法第29条第1項・第3項に違反しない(前掲最大判昭和37年2月28日)。

源泉徴収制度の利点(判例による)1

- ・源泉徴収制度により、国は税収を確保できる上に「徴税手続を簡便にしてその費用と労力を節約し得る」。
- ・納税義務者は「申告、納付等に関する煩雑な事務から免がれることができる」。
- ・源泉徴収義務者は「給与の支払をなす際所得税を天引しその翌月10日までにこれを国に納付すればよい」。

源泉徴収制度の利点(判例による)2

☞源泉徴収制度は「給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的」かつ「合理的である」。

・源泉徴税義務者に課される負担は憲法第29条第3項にいう「公共のために私有財産を用いる場合」にあたらぬ。

☞補償は必要ない。

(以上、前掲最大判昭和37年2月28日より)

徴収納付制度における法律関係(1)

- ・納税義務者の義務 = 徴収納付義務者による徴収を**受忍する義務** + 徴収納付義務者に対して税額相当額を**給付する義務**
- ・納税義務者は**自ら税を納付する義務を負わない**。
- ・☞納税義務者は、国または地方団体と直接の関係を持たない。
- ・☞徴収納付が過大になされたとしても、**原則として、納税義務者は国または地方団体に対して、直接、差額の還付を請求したり、納付すべき税額から控除したりすることはできない**。

徴収納付制度における法律関係(2)

- ・国または地方団体 ⇨ 徴収納付義務者
実定法義務説
手続義務説(公法上の義務、公法上の債務関係)
- ・**納税義務者 ⇨ 徴収納付義務者**
私法上の債権債務関係である(租税債権債務関係ではない)。

年末調整(1)

所得税法第190条以下

- 月毎に給与から源泉徴収された所得税の合計額

その年の分として納めるべき所得税の額

この両者を一致させるために過不足を精算す

る手続 ⇨ 12月に支給される給与から追加して(不足分の)所得税を徴収する、またはその給与に(徴収しすぎた)所得税の分を加算する(すなわち、還付する)。

年末調整(2)

◆ 年末調整の対象となる者(次のいずれの要件にも該当する者)

- 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した。
- 年間の給与収入が2000万円以下である。
- その年の最初から引き続き勤務している、またはその年の途中で就職して引き続き勤務している。

◆ 年末調整により行うことができる所得控除、できない所得控除:教科書686頁を参照。
